

文教委員会陳情説明資料

令和8年4月16日

件名	頁
(学校運営部)	
1 受理番号 5 竹の塚中学校と渕江中学校の統合を中止し両校の存続を求める陳情・・・・・・・・・・・・・・・・	2

(教 育 委 員 会)

件名	受理番号 5 竹の塚中学校と湊江中学校の統合を中止し両校の存続を求める陳情
所管部課名	学校運営部学校適正配置担当課
陳情の要旨	<p>令和8年1～2月に「竹の塚地区の適正規模・適正配置実施計画（案）第1版」の説明会があり、参加者のほとんどは統合に対する不安や反対の意見を表明していたことから、両校の存続を求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 竹の塚中学校の生徒は小規模校を選んで入学しており、不登校対策としても竹の塚中学校を存続してほしい。また、竹ノ塚駅周辺は新しい魅力的な街づくりが進もうとしており人口増の可能性もあるため、学校を残してほしい。 2 湊江中学校は適正規模のため統合する必要はない。また、統合により生徒数が増えることで教職員の負担が増え、不登校の生徒を増やしかねないため、学校を存続させ施設更新してほしい。 3 統合により通学距離が伸び、生徒と家庭に大きな負担がかかる。また、統合に伴い別の中学校に入学する意見も多く、抽選漏れになる不安を抱えているため、統合を中止してほしい。 4 当事者である中学生の意見を聞いてほしい。 5 地域にとっての拠り所であり、災害時には避難所にもなる学校を無くさないでほしい。
陳情者等	請願文書表のとおり
紹介議員名	

内容及び
経過

1 実施計画（案）第2版の概要（令和8年3月文教委員会で報告済み）

(1) 統合対象校の状況（学区域内の年少人口）

ア 竹の塚中学校では各年齢で3学級以下となる見込みで、今後も小規模状態が続く。

イ 渚江中学校では4歳以下で3学級となる見込みで、将来的には小規模傾向になる。

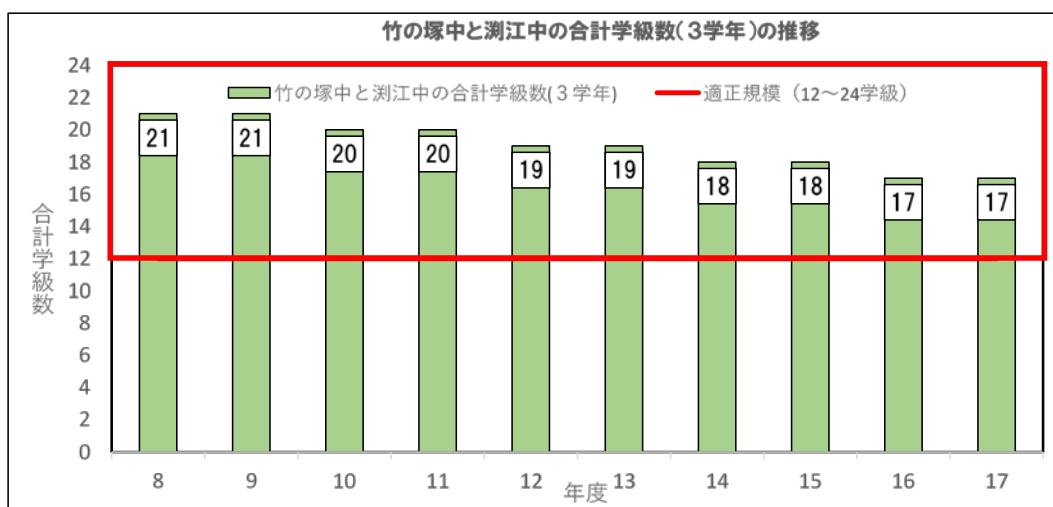
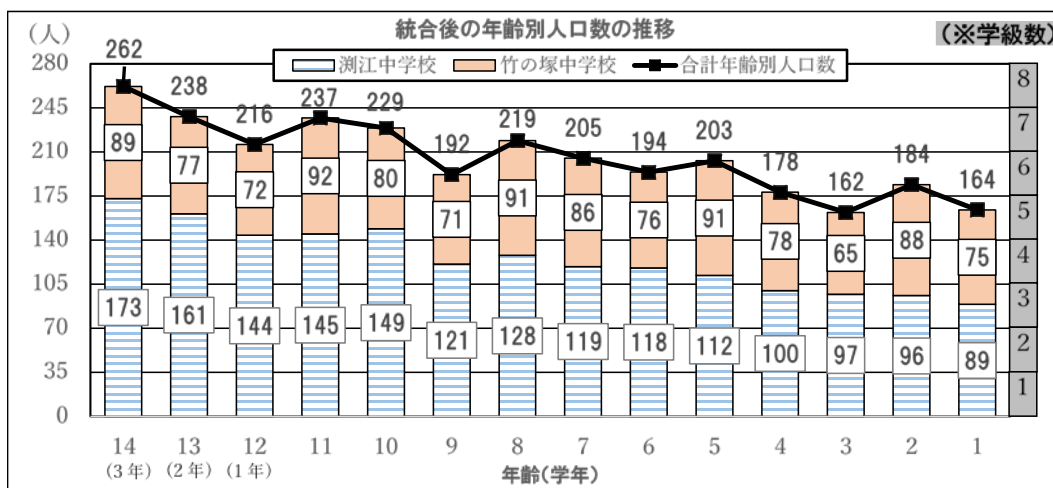
(2) 統合後の年齢別人口数と合計学級数の推移

ア 竹の塚中学校と渚江中学校の学区域内の1歳から11歳までの年少人口全員が学区域内の中学校に就学したと仮定し、1学年35人学級で算定した場合、学校規模は17～21学級程度の適正規模で推移すると予測している。

イ 適正な規模の集団の中で、様々な人と関わり、多様な経験を積む機会を増やすことで、子どもの教育環境のさらなる向上を目指す。

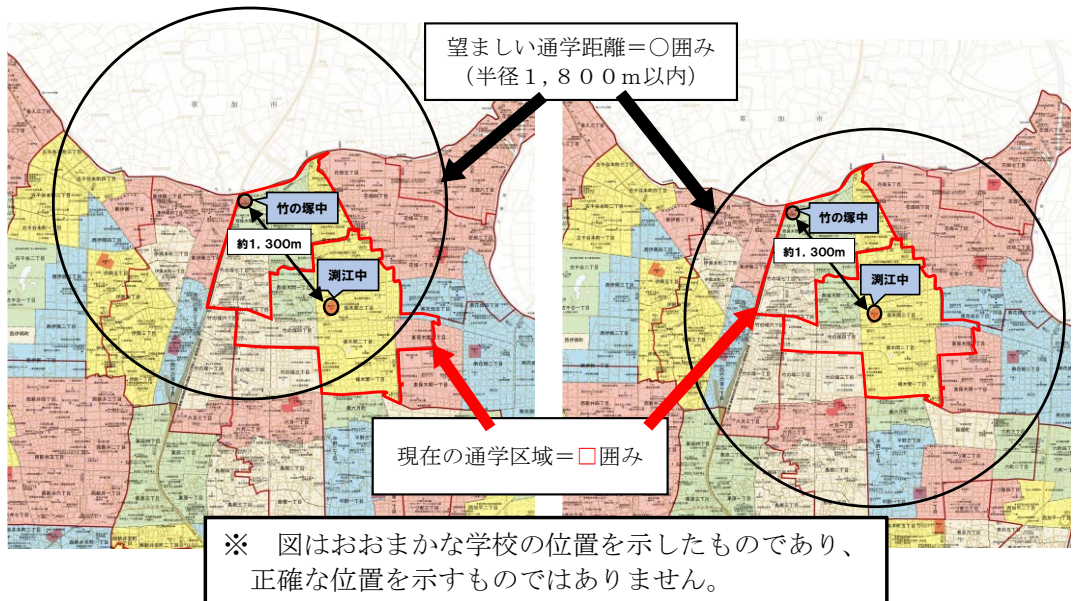
◇統合校の年齢別人口数と合計学級数の推移◇

※令和7年5月時点の学区域内年齢別人口を基に算出。



(3) 統合後の学校配置

湧江中学校を改築し新校舎を建てる方針であり、両校の学区域は望ましい通学距離（直線距離でおおむね1,800m）の範囲内に収まる。



(4) 統合地域協議会の設置

ア 両校の開かれた学校づくり協議会メンバーを中心に構成される。

イ 両校の歴史・文化の継承や交流事業の検討のほか、地域コミュニティや避難所の機能強化等についても、協議会メンバーからご意見をいただきながら検討を進める。

(5) 統合等の主なスケジュール

ア 令和11年4月に学校統合

イ 令和15年4月に新校開校

2 陳情の要旨に対する区の考え

(1) 竹の塚中学校の存続について

ア 単独で学校を存続させた場合、各年齢で3学級以下となる見込みで、今後も小規模状態が続いてしまうと分析している。

イ 小規模解消には学区域内の年少人口の増加が重要なため、同地域の湧江中学校と学区域を統合する等、地域全体で取り組む必要がある。

ウ 湧江中学校との統合により、学校規模は17～21学級程度の適正規模で推移すると予測している。

エ 区では、適正な規模の集団の中で様々な人と関わり、多様な経験を積む機会を通じて、子どもの教育環境のさらなる向上を目指しており、適正規模・適正配置事業は不登校対策として取り組むものではないと考えている。

オ 令和11年度に学校統合した場合、合計学級数(3学年)は20学級となる見込みであり、仮にその後生徒が4学級程度増加しても、適正規模の範囲内に収まると分析している。

	<p>カ 今後も竹ノ塚駅周辺のまちづくりや人口動態については、エリアデザイン計画担当を中心に、庁内で密に情報共有していく。</p> <p>(2) 湊江中学校の存続について</p> <p>ア 単独で学校を存続させた場合、現在は適正規模である一方、4歳以下では3学級となる見込みで、将来的には小規模になってしまうと分析している。</p> <p>イ 小規模の解消には学区域内の年少人口の増加が重要なため、同地域の竹の塚中学校と学区域を統合する等、地域全体で取り組む必要がある。</p> <p>ウ 区では、適正な規模の集団の中で様々な人と関わり、多様な経験を積む機会を通じて、子どもの教育環境のさらなる向上を目指しており、適正規模・適正配置事業は不登校対策として取り組むものではないと考えている。</p> <p>(3) 通学距離及び入学時の特例措置について</p> <p>ア 実施計画(案)第2版では湊江中学校を改築して新校舎を建てる方針であり、両校の学区域は望ましい通学距離(直線距離でおおむね1,800m)の範囲内に収まる。</p> <p>イ 「統合に伴う改築等」を理由として、学区域外の学校へ入学を希望する場合、学区域内の入学希望者に次ぐ順位にできる。</p> <p>(4) 生徒の意見聞き取りについて</p> <p>ア こども基本法では、子どもは「年齢や発達に応じて意見が尊重」されるとあることから、区では統合地域協議会の設置後、新たな学校づくりの際に子どもの意見やアイデアを伺い活かしていく予定である。</p> <p>イ これまでも統合校では、子どもや地元住民から校名や校章等の案を募集し、統合地域協議会で選定している。</p> <p>(5) 地域コミュニティや避難所機能について</p> <p>ア 統合後の新校舎では、地域連携室の整備や備蓄倉庫の拡充など、地域の拠り所や避難所としての機能強化を検討している。</p> <p>イ 残る学校施設についても、まずは近隣の第十四中学校改築時の仮校舎として活用を検討した後、その後の跡地活用では地元住民等のご意見を丁寧に伺いながら、地域にとって大切な場所になるよう検討を進めていく。</p>
--	---